

KSKR

No.267

2020
Oct.

10

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

Zoom（ズーム）で繋がろう。これまで、月一回の定時の役員会をだいたい毎月第1月曜日午前、大和郡山市の公共施設をお借りして行ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、核施設の規制が行われ、貸し部屋が出来なくなりました。奈良県内では今は規制は解除されてきましたが、年初計画されている仲間が一堂に会する行事は、ほとんど中止となりました。しかし、コロナのおかげで、Zoomという便利なものに出会うことができました。Zoomは、パソコンやスマートフォンを使って、セミナーやミーティングをオンラインで開催するために開発されたアプリです。主催者にメールアドレスを知らせておけば、メールで主催者から招待URLまたは、ミーティングIDを受け取ることができます。メール内容に従えばアプリは無料でダウンロードすることが出来ます。参加はとても簡単に操作はすぐ慣れます。

ただ、パソコンでZoomミーティングに参加するにはWebカメラとマイクとスピーカー（又はイヤホン）が必要です。新しいノートパソコンにはだいたいこれらは全て装備しているのですが、少し古いものだとカメラとマイクが一緒になったウェブカメラを購入する必要があります。価格は2~3千円ぐらいからあります。高性能なものはもっと高いのですが、セミナーやミーティングに参加するだけなら、そんなに解像度が高いカメラでなくても大丈夫です。これをUSB端子に接続すればいいのです。毎年、日本自閉症協会では秋ごろに加盟体役員連絡会が行われます。今年は、10月31日（土）10時00分～15時00分zoomを利用したweb会議形式で実施されます。恒例の行政報告（厚労省、文科省）は都合により事前収録動画でのご報告となるようです。やはり、いつものように実際に全国の仲間と顔をあわせ、懇親会もして、議論や情報交換をする

のが一番いいのですが、首都圏の感染状況からして、今回はこの方法が懸命だと思います。私にとっては、何より朝早くから新幹線に乗って東京まで行かなくてもいいのは助かります。奈良県自閉症協会でも、今後このZoomを使った定期的なミーティングやセミナーや情報交換を積極的に実施していきたいと思えます。ぜひみなさまもZoomに挑戦お願いします。まだ、メーリングリストに登録されていない方（現在奈良県自閉症協会MLで事務局から最新の情報を受け取っておられない方）は事務局の河村のメール kawafune@ares.eonet.ne.jp に件名「Zoom会議参加希望」として、お名前をお知らせ下さい。使い方など分からないことはメールでお教えします。まずはメールください。よろしくお願いします。（河村）

慰労金について

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から各障害福祉関係団体へ

令和2年8月26日
標記につきましては、令和2年6月25日付障発0625第2号のBリ紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」によりお示ししているとおり、障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、

継続して提供が必要なサービスであること等相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して、派遣労働者や業務委託を受けて働く従業員を含め、職種や雇用形態を問わず、慰労金を給付することとしています。

これまでに、当部のコールセンター等への御意見において、職員

が慰労金の申請を希望しているのに、施設・事業所が慰労金を申請してくれない・施設・事業所が派遣労働者や受託業務従事者の分を申請してくれないという声が届いています。

本事業は、慰労金を迅速に給付するための仕組みとして、障害福祉サービス施設・事業所等を通じた一括申請の方法としております。慰労金の要件に該当する職員や派遣労働者、業務受託者の従事者が慰労金を受け取るには、障害福祉サービス施設・事業所等に申請書（及び慰労金受領の委任状）をとりまとめたいただく必要がありますので、貴会におかれましては、各施設・事業所等によって、・職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の希望を踏まえて慰労金の申請を行うこと・派遣会社、受託会社と連携・調整の上、とりまとめて申請を行うことが着実に

行われるよう、障害福祉サービス施設・事業所等への丁寧な願いや周知を行うとともに、未申請の障害福祉サービス施設・事業所等への対応状況の確認や申請のお願いをするなどし、慰労金の支給要件に該当する方々に慰労金が確実に届けられるよう特段の御配慮をお願いいたします。なお、都道府県向けにも同様の趣旨で依頼文書を発出していますので、適宜連携の上、御対応頂きますよう併せてお願いいたします。



共同通信の配信記事です。

政策担当 / 今井

2020年10月03日付

年金に格差

障害種別で年金に格差

内臓疾患、精神は低い支給

当事者、是正求める声

病气やけがで一定の障害のある人が受け取れる国の障害年金で、支給を認める人の割合や金額を決める等級の判定結果に、障害の種類や部位によって大きな差があることが、厚生労働省が初めてまとめた2019年度のデータで分かった。身体や視覚・聴覚障害は支給が認められやすい一方、内臓疾患や精神・知的障害では認められなかったり、等級が低く判定されて支給額が少なくなったりしていた。

身体障害は検査数値などで判定基準が明確だが、内臓疾患や精神・知

的障害は主観が入りやすい生活能力といった基準で判定されることが背景にあるとみられる。障害者団体からは「年金を受け取りやすい障害と、受け取りにくい障害があるのはおかしい。種類や部位によって判定の厳しさに違いがあるのではないかと」と是正を求める声が上がっている。

障害基礎年金で見ると、身体や視覚・聴覚障害では、申請して不支給と判定された人はいずれも10%台だったが、内臓疾患のうち循環器疾患では62%、呼吸器疾患では48%が不支給とされた。

等級は1級（年額約98万円）と2級（同約78万円）があり、精神・知的障害では支給を認められた人のうち、2級が86%を占めた。内臓疾患でも2級がほとんどだった一方、身体や視覚・聴覚障害では1級と2級がおおむね半々だった。

障害年金の受給者は19年3月時

点で約217万人。これまでは、支給を申請して認められる人がどれだけいるのかといったデータが明らかにされてこなかった。「不透明」との批判を受け、厚労省が19年度の統計を先月まとめた。

厚労省は「内臓疾患などでは基準が明確でない分、軽い人からも申請があるため不支給が多くなっていると思われる。判定には問題ない」としている。

都道府県別の差は縮小
支給判定一元化を反映

障害年金を巡っては、申請した際に支給が認められる割合の都道府県別のばらつきが過去に問題化したが、2017年度以降は大幅に縮小したことも分かった。精神障害や知的障害の人が障害基礎年金を初めて申請した際の17～19年度のデータを厚生労働省が公表した。16年

に統一的な判定指針を導入したほか、都道府県ごとに行っていた判定を17年度に一元化したことから平準化されたとみられる。

以前は日本年金機構の出先機関から委託された各地の医師（認定医）が支給の可否を判定していたが、個人の主観で左右されることが多く、判定が厳しい地域の人には本来受給できるはずの年金を受け取れないと問題になった。一方、平準化によって支給が認められる人の割合が下がった地域もあった。

精神・知的障害の障害基礎年金の認定割合について厚労省が過去に公表した12年度のサンプル調査結果では岩手、秋田、徳島、宮崎4県は100%だったのに対し、最も低かった兵庫県は44・4%。55・6ポイントの差があった。

17年度～19年度分でも割合が高かったのは岡山県の92・6%。

香川県と佐賀県が92・0%だった。低かったのは沖縄県の74・9%で、新潟県78・6%、鹿児島県81・5%と続き、最高と最低の差は17・7ポイントだった。

判定方法、抜本改正を 障害年金の支給格差

【解説】障害の種別や部位によって判定結果に大きな差があることが分かった国の障害年金。数値や外見では分かりにくい内臓疾患や精神・知的障害ほど、不支給や低い等級にされる人の割合が高く、恣意（しい）的に厳しく判定されているのではないかと不信感が広がる。医師が単独で審査するため客観性が担保されないという構造的な問題があり、判定方法の抜本的な見直しが必要だ。

身体や視覚・聴覚障害では、補聴器など支援機器の進歩で昔に比べ生

活しづらさが改善された面があるが、障害の程度が一定の数値を満たせば、年金を受け取れる。

一方、例えば精神・知的障害では周囲や職場の支援で仕事を長く続けることができたりすると、支給が認められないことがある。判定する医師の裁量で左右される余地もある。

支給実務を担う日本年金機構は近年、運用面で改善策を講じているが、根本的な解決にはなっていない。専門医ではない医師が判定しているケースもあるとみられ、専門性のある複数の医師や福祉職が合議で判定するなど、より合理的な仕組みに変える必要がある。



第15回グループホーム懇談会 報告参加報告

(日時) 2020年10月2日(木) 13:30、15:40 (場所) ZOOM (参加者) グループホーム学会、DPI 日本会議、きょうされん、全回社会就労センター協議会、全日本聾唖連盟、全国ろう重複障害者施設連絡協議会、日本自閉症協会 (静岡県 R 閉症協会 津田明雄)

<概要>

1. 情報提供け1ループホーム学会 光増代表) (1) 報酬改定について重要なテーマとなっていること① 重度化・高齢化 重度障害者支援加算は、現在は区分6に限られている。

区分4、5への適用などへ拡大したい。② 夜間支援体制 (2) 日中サービス支援型について(重度化に関係して)当初は重度の人に特化した考えたったが、利用者を限定し

ない運営となっている。

2. 意見交換

(1) ヘルパー利用について、なぜ恒久化ができないのか苦労抑こ聞いた。次のようなことの検討が必要で、すぐにはできないとのこと。①問題が起きた時に、グループホームとヘルパーのどちらに問題があったか、責任が曖昧になる。②サービスが2重にならないか。③見守りでよい場合など、1人で2人を見ることができないか。

(2) 区分4以上で強度行動障害に該当する人については、重度加算の対象とすることを検討するとの報道があった。(3) 対象者を広げる必要がある。この基準をどうするかが課題。(4) 行動関連項目10点以上に限らず、行動上の問題がある人については区分4、5であっても加算が必要である。区分3の人でも多くの支援が必要な人もいる。行動上の課

題がある人は多くの支援を必要とするが、支援区分が高くでないこともある。障害支援区分の見直しが必要である。【津田】(5) 日中活動支援型については日中外に出ない人を当初は考えていた。このことは、利用者をグループホームに閉じ込めておいた方が報酬が高くなるという問題にもつながる。外へでかける人が少ない、出かける人でも日中活動支援型であれば10人の施設を作れるなどの理由で、この形態を選択しているケースがある。当初の意図とは変わってきてしまっている。このような問題を防ぐため、地域支援協議会などが点検するルールにしたが、実際には行われていないケースが多く、問題である。(6) 経営実態を調査して、めりはりのある改定をしたいとの考えが出されている。(7) めりはりをつけることが軽度の人々の報酬を下げて、重度の人々の報酬を上げ

るということではいけない。軽度の区分となっている人についても、現在の報酬では厳しい。軽度の人々は現状維持で、高い人をあげるという「めりはり」を求めたい。【津田】(8) サテライトについても多くの団体から要望が出されている。(9) 自閉症の特性を持つ人の中には、他の人との関わりが苦手な人が少なくない。このため「家庭的な雰囲気」を重視されると、グループホームに入ることができない人がでてしまう。【津田】(10) サテライトは、一人暮らしにつながるための練習の機能を持った制度として運用されているが、他の人との関わりが難しい人にも、適した制度である。練習的な位置づけとは別に、継続して利用できる制度としてのサテライトが必要である。【津田】(11) サテライトは一人暮らしのトレーニングのためのもの(であ t)、グループホームという

区分で考えるのは、適切ではないと思う。(12) 共同生活援助の制度にこだわらず、障害のある人の生活支援の視点で、グループホーム、サテライト、アパートで暮らす人の支援などを合わせて考えることができないか。【津山】(13) 夜間支援体制についても大きな課題になっている。意見はないか。

(14) 夜勤の休憩時間の取り扱いについて、労働基準法の問題とならないよう、検討が進んでいたが、どうなっているか。(15) 残念ながら前へ進んでいない。(担当する課長の交代も影響している?) (16) 夜間の支援について実態はどうか、調査が行われている。支援加算をつけているが実際には支援があまり必要ではないケースもあるのではないかなという視点もあるようだ。(17) 夜間に寝られていた人でも、調子を崩し昼夜逆転となることもあ

る。このような場合は、多くの支援が必要となる。【津田】(18) グループホームのことではないが、就労継続支援B型については、工賃水準による報酬体系を利用するか、しないか、など選択制を考えているとの情報がある。

<次回開催予定>11月16日

以上(文責 津田)



ベーシック講座

感染防止対応(案)

- 0、対策用準備物、
アルコール(消毒用)・非接触体温計・ペーパータオル・金銭受け取り用トレイ・受付用アクリル板ポス
ット、タオル、非接触アプリのチ
ラシ、養生テープ、ゴム手袋1、
受付(2名対応。①検温とアルコー
ルの実施、②受付と金銭のやり取り)
・アルコール消毒準備と実施。⇒
購入
・受付ではアクリル板などを使用し
て、受付を行う。⇒ 事務局で作成
・マスクの未着用者と体調不良者は、
受講を休んでいただく。
⇒マスクの未着用者については、購
入してきてもらえれば、受講をOK
とする。
・受付時に、当日の検温値と体調の
確認(味覚異常、倦怠感、など)の

確認と、家族の体調不良者の確認。
⇒当てはまる場合は、受講を控えて
いただくように依頼。

- ・新しいレジメ集の所持を確認。
受け渡しなどは、テーブルの上に置
いて、対応する。
- ・金銭の受け渡しは、トレイで行う。
- ・受付の記入後、検温測定後、記録
のため受付表に記入。
- ・講師対応は、受付対応とは別に専
属で1名が実施。

2、受講環境

- ・一つのテーブルに1名ずつ、テー
ブルの中心に座ってもらう。テー
ブルをジグザグに並べていく。後方
の席のみ、テーブルの端同士で着席
する場所を設ける。

→別紙参照。

- ・座席は、午前・午後同じ場所受講
してもらう。座席に名前のポス
ットを張り付けてもらう。

- ・窓を常に開けておく。入り口もあ
けておいて風の流れを作る。

→雑音等が入れば、30分に一回5
分の窓の開閉を行う。

- ・講師から、先頭の机までは、2M
以上間隔をあけて机を配置してい
く。
- ・ペアレントークについては、ご
本人の体調を考慮して、リモートで
参加。

3、受講中

- ・飲み物以外の飲食厳禁。
- ・受講者同士のやり取りは、椅子に
座ったまま、距離をあけて行う。そ
の際には、マスクの着用を厳守
- ・入り口が1か所なので、入口付近
に事務局担当が常駐して、重ならな
いように整理を行う。

4、終了後

- ・昼食は、会場内では食べられませ
ん。外で食べてもらう。

- ・体調不良がわかったら、すぐに事
務局まで、連絡をもらうように伝え
る。また、国が出している、接触者
アプリのダウンロードを依頼する。
(推奨程度にとどめる。)
- ・午前と午後を連続して受講する場
合も、入出前は検温を行ってから入
出する。(連続受講の有無で対応を
変えるとわかりにくい)

5、その他

- ・開始時のアナウンスで、色付きの
ところは伝える。
⇒アナウンスマニュアルを作成
- ・午前午後連続講座の場合は、昼休
みの間20分間会場を入室禁止にし
て、換気及びテーブルと椅子の消毒
作業を行う。

開催要項 奈良県がとりくむ新型コロナウイルス感染症対策を知ろう。

～コロナ禍、障害者のある人たちにとって大切にしたいことは～

目的 新型コロナウイルス感染拡大のもとで、障害のある人たち、家族、関係者は大きな不安に包まれている。奈良県は感染予防対策に2度の補正予算を組み、PCR検査体制や医療供給体制等、取り組みもすすんでいる。が、重症化リスクが高く、治療や環境変化に困難を抱える障害者、情報アクセスに難しさを伴う障害者等、それぞれの障害への配慮は様々で不安は尽きない。インフルエンザ流行期を目前に、改めて奈良における最新の感染予防対策を知り、障害のある人への配慮について深め、障害者団体にできること～つなぐ・支え合う～を考える。

テーマ 「奈良県がとりくむ新型コロナウイルス感染症予防対策を知ろう

～コロナ禍、障害のある人たちにとって大切にしたいことは～」

日時 2020年11月15日(日)

午後2時～3時30分(1時半開場)

会場 奈良県文化会館 小ホール

定員 70名

(会場は300人定員ですが、加盟団体の代表者等を中心に参加者をしぼって開催)

内容 13:30 開場

14:00 開会あいさつ 藤井正紀(NDF代表)

14:10 講演「奈良県の新型コロナウイルス感染予防対策について」

奈良県福祉医療部 医療政策局次長 堀部 王太郎氏、
障害福祉課長 東川 富成氏

14:50 質疑・意見交換

15:15 まとめ・閉会あいさつ

15:30 終了

主催 奈良障害フォーラム(NDF)

問い合わせ 奈良市古市町 529-4 ふゅーちゃー内 奈良障害フォーラム事務局

電話 080-1445-7894(担当 小針)

fax 0742-63-6766

mail y-kohari@kyosaren.or.jp

令和3年度「児童福祉週間」標語募集事業への協力依頼について(厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長から児童福祉週間協力団体宛て)

児童福祉行政の推進については、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていくような環境・社会を作っていくことが重要です。こうした中、子どもや家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間(5月5日～11日)と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための取

り組みを行っています。今般、令和3年度に75回目を迎える児童福祉週間にふさわしい標語の公募を行いますので、「標語募集実施要綱」(別添1)と掲載用記事のひな形(別添2)を参照いただいた上、貴団体の広報誌や機関誌掲載等により、周知を

「児童福祉週間」標語募集

図っていただくようお願いいたします。なお、子ども自身が家庭や社会について考えることは、子どもが成長していく上で重要であり、標語募集にあたっては多くの子どもたちの参加をうながしていただきたく、重ねてお願い申し上げます。(照会先)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

育成環境係 柴田、平川 TEL03-5253-1111 内線4962、4959

別添1

令和3年度「児童福祉週間」標語

募集実施要綱

1. 趣旨…子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていくような環境・社会をつくっていくことが重要です。このため、政府では、すべての子どもと子育てを大切にする取り組みを進めています。また、こうした社会づくりを大人任せにするのではなく、どのような社会が理想なのか、子どもたち一人一人がそれぞれの意志で新しい未来を築いて行こうとする取り組みを進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備していくことも求められています。こうした中、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で

考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～5月11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための取り組みを行っており、今般、その象徴となる標語の公募を行うものです。

2. 標語の募集…〈募集内容〉上記1の趣旨を簡潔に表現していて、子どもたちを応援する標語や、未来へ向けての子どもたちからのメッセージとなる標語を募集します。

〈応募資格〉どなたでも応募できます。

〈応募方法〉

① はがき、封書またはファクシミリによる応募

1人何点でも応募できますが、はがき1枚またはファクシミリ用紙1枚につき、1作品のみ記入して下さい。また、封書の場合にも、用紙1枚につき1作品のみ記入して下さい。

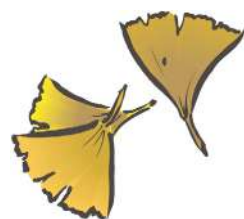
い。(複数同封は可能です。)応募にあたっては、用紙ごとに郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業(学校、学年)、電話番号を必ず記入して下さい。

②インターネットまたはメールによる応募(公財)児童育成協会のホームページ内に「令和3年度児童福祉週間標語応募フォーム」があります。氏名などの必須事項を入力し、送信して下さい。1人何点でも応募できますが、1回の応募につき、標語は1作品しか入力できません。(複数応募する場合には、標語毎にフォームに入力し、送信して下さい。)

メールの場合は郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業(学校、学年)、電話番号を必ず記入して応募先アドレスにお送り下さい。

〈応募先〉〒102-0081 東京都千代田区四番町2-12 四番町THビル6階
公益財団法人 児童育成協会「標語

募集」係宛 FAX 番号：03-5357-1809
ホームページ：<https://www.kodomo-shiro.or.jp/jigyo/hyogo>
メールアドレス：hyogo30@kodomo-shiro.jp



ひょうご しょうご しょうご
標語募集

れいわ 3 ねん ど
令和 3 年度

じ どう ふく し しょう かん
児童福祉週間

みんなの夢や希望を込めた **児童福祉週間** の **標語** を考えよう!

ひょうご しょうご かん
募集期間

れいわ
令和 2 年 9 月 1 日 火 ▶ 10 月 20 日 火



厚生労働省では、令和3年度の「児童福祉週間」の
標語を募集します。最優秀作品に選ばれた標語は
児童福祉週間のポスターやイベントで使われます。
あなたからの応募をお待ちしています!!

“子どもたちがいきいきと、夢と希望をもって幸
せに育つためにはどうしたらいいのだろう”とい
うことをみんなで考えたり、このような考えかた
をたくさんの人に知ってもらうための1週間です。



れいわ 3 ねん ど
令和2年度のポスター

れいわ 3 ねん ど じ どう ふく し しょう かん さいほうしゅうさくひん しょうご
～令和2年度「児童福祉週間」の最優秀作品になった標語～



応募フォームに必要事項を入力して、応募してください。

アドレスはこちら→<https://www.kodomonono-shiro.or.jp/jigyo/hyogo>



あなたが考えた標語と、名前、年齢、職業（学校、学年）、住所、電話番号をこちらのアドレスに送ってください→hyogo30@kodomonono-shiro.jp



この用紙に必要事項を記入して、ファックスで送ってください。



ハガキまたは封書に、あなたが考えた標語と、名前、年齢、職業（学校、学年）、住所、電話番号を記入して下の住所に送ってください。（10月20日消印有効）

〒102-0081 東京都千代田区四番町2-12 四番町THビル6階
公益財団法人 児童育成協会「標語募集」係

令和3年度「児童福祉週間」標語応募用紙

FAX 番号：03-5357-1809
児童育成協会「標語募集」係

いくつも応募したい人は、応募用紙1枚に一つずつ書いてね。

名	まえ	（ふりがな）（	）	ねんれい	年齢	さい	歳
しゅくぎょう		職業（学校、学年）					
じゅう	しよ	〒 -					
でん		電話番号					

2020年度自閉症eサービス@奈良

自閉症eサービス@奈良 連続講座

延期に
なりました

「ベーシック」講座

どうしていつも
耳をふさいでるの？

毎日毎日、同じ服
を来てるけどなぜ
なのかなぁ？

いくら言っ
ても、きかないの
よね！！

このような疑問はありませんか。この講座では、自閉症支援に必要な基本的な知識が学べる講座です。各回、実践報告もあり、支援現場で活用できるアイデアやヒントも学べます。

これから自閉症支援に携わる方はもちろん、すでに自閉症支援に携わっておられる方も、自身の支援を振り返ることができるよい機会になると思います。みなさまのご参加をお待ちしております！



● 日時・テーマ・講師（予定）

日付	時間	テーマ	講師
10/24 (土)	10:00～12:30	第1講座 特性理解とペアレントワーク	中山 清司（自閉症eサービス）
	13:30～16:00	第2講座 評価から支援へ	大西 和幸（奈良県発達障害者支援センターでいあー）
11/21 (土)	10:00～12:30	第3講座 構造化のアイデア	中村 俊雅（社会福祉法人いこま福祉会）
	13:30～16:00	第4講座 コミュニケーション	中村 匡志（奈良県発達障害者支援センターでいあー）

※ 受付開始は、開始時間の30分前からになります。また、講座については1講座だけの受講も可能です。

私たちは、新型コロナウイルス感染症対策を下記の様に行い、研修を実施します。必ず、ご協力ください。

- ① 会場内でのマスクの着用の徹底。受付時の検温の実施。（熱が37.5℃以上の場合は、参加不可）
- ② 会場定員の3分の1での受講定員での開催。（会場定員60名、受講定員20名）
- ③ 受講時の30分に1回5分間の換気の実施。
- ④ 会場内での飲み物以外の飲食は禁止。
- ⑤ 会場への入室時のアルコール消毒の徹底。

＜会場＞：奈良県社会福祉総合センター

※ 近鉄橿原線「畝傍御陵前」駅下車。1番出口より東へ徒歩3分。

※ 駐車場はありません。お車で来られる人は、近隣のコインパーキングをご利用下さい。

＜参加費＞：今年度特別価格 **2000円**／1講座毎

※2020年度よりレジュメ集を改訂します。

※各講座では、レジュメ集(¥1,300)を使用します。改訂版をお持ちでない方は当日会場にてご購入下さい。

※当日受付にて受講料をお支払いください。

＜申し込み方法＞ 用面の申し込みフォームに必要事項をご記入のうえ、**FAX**にてお申し込みください。

また、**自閉症eサービス@奈良のHP**からでもお申込みいただけます。

※締め切りは各講座の7日前ですが申込多数の場合は先着順となります。

※受講いただけない場合のみ連絡します。

＜お問い合わせ＞ 自閉症eサービス@奈良 事務局

〒630-0222 奈良県生駒市壱分町 356-2 社会福祉法人いこま福祉会 かざぐるま 内

Fax：0743-77-6868 E-mail：esnara.info@gmail.com HP：https://esnara.jimdo.com/

2020年10月15日

静岡県自閉症協会

会長 津田明雄

障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見

1. 「本人から助けを求める意思表示」ができない人への合理的な配慮

- (1) 合理的な配慮をうけるためには、「障害者から何らかの助けを求める意思表示を行うこと」が基本となっている。しかし、発達障害や知的障害の人については、その障害特性から自ら適切に助けを求めることができない人が少なくない。このような人に対しても適切な支援が行われる社会とすることが必要である。
- (2) 役所の窓口など、手続きを行うところでは本人が適切に意思表示ができない場合に窓口の担当者が、本人にわかるように説明ができることや、本人が持っている力で伝えてきたことを理解して対応することが求められる。
- (3) 厚生労働省が作成した障害者差別解消法のリーフレットでは、「障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現」へつなげることをめざしていることが記載されているが、自閉スペクトラム症や重度の知的障害で自らが発信する力が弱く、社会のシステムを理解することも弱い人については、社会の中でその人らしさが認められて、共に生きる社会という言葉から大きくかけ離れた状態である。本人からの意思表示に関わらず、社会の中で不利な状態におかれている人々への適切な支援がされるよう、社会全体を点検することが必要である。社会的に弱い立場におかれている人々がその人らしさを認められて生きていける社会となるよう、これまでの取り組みからさらに大きな一歩を進めていただきたい。
- (4) 障害者差別解消法の研修会などが、都道府県でも行われているが、事例として障害されているものは、身体的な障害の方に対する配慮ばかりで、自閉スペクトラムや重度の知的障害に対するものはなかった。しかし、自閉スペクトラムの特性を持つ人は2.5～5%になるとの見方がされるようになっており、他の障害を持つ方と比べても多いというのが現実であり、このような特性を持つ人への合理的配慮をどのように行ったらよいのか、社会に理解を広げていくことが必要である。

（ご参考：静岡県自閉症協会作成のちらし

<http://www.ei-21.com/asj-shizuoka/rikai/gouritekihairyo-20170215.pdf>）

2. 見直しを検討する委員に当協会に所属する保護者などを入れてほしい

差別解消法の見直しを行う委員の名簿を見ると、自閉症や重度の知的障害などで、本人が適切な意思表示ができない人の保護者が入っていない。現在のメンバーの方についても、支援に関わっているということで、関係者が入っていると考えておられることと思うが、自分で発信をすることができる障害のある人が、自分抜きに決めないでほしいと言われるのと同じように、自閉スペクトラム症や重度の知的障害の人の気持ちや生活について身近なところで深く関わり、支えて、自らがいなくなった後の子どもの将来を我がこととして考えている保護者をメンバーに加えていただきたい。

3. 教育に関わる制度に関する問題

- (1) 「いじめ」「理解されない」「内容が本人に合っていない」など、学校において様々な問題が生じている。このため、不登校となる児童が多数にのぼり、成人期にも引きこもりなど、生涯にわたって本人、家族に不利益をもたらせ、本人の持つちからを引

き出すことができない社会の状況が見られる。このような課題を抱える児童は増加を続けていると考えられる。まず、このことは障害者差別解消法に関係した大きな問題であると社会が認識する必要がある。

(2) 一人一人に合った教育を受けることの大切さ

人はそれぞれ、得意な事、わかる事、苦手な事など違いがあり、一般の学校のシステムに適応することが難しい子どもも少なくないことも知られるようになった。

このため、特別支援教育を推進する必要があるとの考えで、教育の制度についても改善が進めてこられたが、十分な対応がされず、児童がストレスにさらされ、さらに厳しい状態に追いやられている現実がある。そして、この状況下でそのような子どもの親や家族についても、さまざまな困難な問題を抱える状態が生じている。

教育について、さまざまな課題があるが、以下に考えたいことの例を記載する。

- ① 幼稚園、小学校などで、落ち着いて学ぶことができない児童について、保護者が学校に同行することを求められるケースがある。

これについては、幼稚園、学校などの選択があっていないのではないのかという考えや、幼稚園や学校が児童に配慮した支援体制や対応ができていないのではないかなど、いくつかの見方がされることがある。

- ② 自閉スペクトラム症など本人の持つ特性によってはみんなと合わせることや、わからないこと、興味の持てないことを、我慢して聞いているということ自体が極めて辛い状態となることがある。このようなことが理解されず、配慮されず、幼稚園や学校で嫌な思いをしているケースがある。

- ③ 特別支援学級の制度が運用されているが、一人の教師が担当する生徒の人数が8名までと、一人一人の個性や学力などの差が大きい生徒に対し、適切な支援を行うことが困難な状態が見られる。特別支援クラスに所属しても適切な支援を受けられずに、状態が悪化することもある。悪化した場合、学校における合理的な配慮に問題があるのではなく、生徒に問題があるものとして、入院を勧められたり、情緒障害として施設において親元から離れて生活させられるなどの問題も起きている。

- ④ 高等学校については、ようやく通級の制度が少しずつ運用されるようになってきているが、特別支援教育という視点で考えると、極めて不十分な対応である。早急に特別支援学級の制度の整備を進めることや、通常学級における特別支援教育の推進が必要である。

- ⑤ 特別支援学校については、利用できる児童の状態についてIQを基本に線引きがされ（都道府県による差があるが）、通常の高等学校に入れないが特別支援学校にも入れないということで、通信教育やサポート校を利用するケースが増えている。さらに、卒業後の進路にもつながらないということも生じている。特別支援学校を利用できる人を増やすことや、普通の高等学校における特別支援教育の充実を進めるなどの対応が必要である。

- ⑥ 障害の状態により、自分で通うことができない場合に特別支援学校では通学バスが配置されているが、通学バスの中で、必要な支援を行う添乗員の人数が少ないことから、通学バスの中でも問題が生じ、バスへの乗車禁止というような問題も見られる。結果として、保護者が送迎を行わなければ、通うことができないなど、必要な支援が提供されない状況が見られる。

以 上

奈良県がとりくむ新型コロナウイルス感染症対策を知ろう

～コロナ禍、障害のある人たちにとって大切にしたいことは～

新型コロナウイルス拡大のもとで、障害のある人たち、家族、関係者は大きな不安に包まれています。奈良県は感染予防対策に2度の補正予算を組み、PCR検査体制や医療供給体制の拡充等、取り組みもすすんでいます。が、重症化リスクが高く、治療や環境変化に困難を抱える障害者、情報アクセスに難しさを伴う障害者等、それぞれの障害への配慮は様々で不安は尽きません。インフルエンザ流行期を目前に、改めて奈良における最新の感染予防対策を知り、障害のある人への配慮について深め、障害者団体にできること～つなぐ・支え合う～を考えていきましょう。

2020年11月15日(日) 午後2時～3時30分(1時半開場)

会場 奈良県文化会館 小ホール

定員 70名（加盟団体の代表者等を中心に参加者をしぼって開催します）

講演「奈良県の新型コロナウイルス感染予防対策について」

奈良県福祉医療部 医療政策局次長 堀部 王太郎 氏

障害福祉課長 東川 富成 氏

質疑・意見交換

主催 奈良障害フォーラム（NDF）

問い合わせ 奈良市古市町529-4 ふゅーちゃー内

奈良障害フォーラム事務局

電話 080-1445-7894（担当 小針）

fax 0742-63-6766

mail y-kohari@kyosaren.or.jp



※近鉄奈良駅から徒歩5分
JR奈良駅から徒歩20分

**自閉症 e サービス
@大阪**



横浜における グループホームの実践

最重度の自閉症の方、 高機能自閉症の方のGHの暮らしとサポート

自閉症の人たちの暮らしの場であるグループホームについて、実際にどのような暮らしが実現できているのか、そのためにどのようなサポートが提供されているのか。横浜市において、15年以上地域支援の活動を行っているPDDサポートセンター グリーンフォレストの浮貝明典さんをお招きして、ご報告をいただきます。グリーンフォレストでは、最重度の自閉症の人たちが暮らすグループホームと、高機能自閉症タイプの方々を対象としたアパート集合型のグループホームを運営しています。

今回の学習会を通して、成人期の自閉症の人たちの暮らし方について考える機会になれば幸いです。

日時：2020年12月5日（土）10:00～12:00
会場：大阪府社会福祉会館（谷町六丁目駅下車）
受講料：一般2,000円、賛助会員・家族1,000円
定員：100名

講師：浮貝明典さん

（特定非営利活動法人 PDDサポートセンター
グリーンフォレスト 地域生活支援部長）



FAX送信先
06-4305-3158



「横浜におけるグループホームの実践」 申込用紙
2020年12月5日(土) 10時～12時開催

◆会場：大阪府社会福祉会館
大阪メトロ「谷町六丁目駅」から徒歩5分

◆受講料：一般 2,000円
賛助会員・家族 1,000円

◆定員：100名
先着順に受け付けます。
定員に達した場合は、ご連絡いたします。



切らずに、そのまま送信・郵送してください(□欄には必ず✓)

お名前(フリガナ)	
☐ 一般 ☐ 自閉症eサービス@大阪賛助会員・家族	
★以下、すべてご記入ください	
●ご所属	
☐ 支援者 ☐ 家族・当事者 ☐ その他	
●ご連絡先 ☐ 自宅 ☐ 職場(職場名:)	
住所: 〒	
TEL:	FAX:
E-mail:	
●ご記入の連絡先に、自閉症eサービスからの案内を送付しますか? ☐ はい ☐ いいえ	
●本講座に期待すること、ご質問・お問い合わせなど	

自閉症eサービス@大阪 事務局(豊中オフィス)
〒561-0832 大阪府豊中市庄内西町2-5-2
FAX: 06-4305-3158
HP: <http://www.jiheishou-e.com/>
Mail: e.service.jimukyoku@gmail.com



令和2年 川西町LD研究会 10月のお知らせ



今年は、何かとつまずくことばかり・・・
すっきりコロナ禍に飲み込まれて、今年度の会員登録のお願いが
抜けておりました。応援してくださる皆様 申し訳ございません。
下記をご参照のうえ 登録をお願いいたします。

現在、直面しているのは、恒例のお餅つき大会のために植えている
田んぼに、稲を食い荒らす害虫被害が出ていること。
コロナ禍のことともまえて、今年は、稲刈り、しめ縄作り、お餅
つきを中止と致します。

さて、10月の例会は、下記の通りです。
開始時間に変更がございます。お確かめください。

日時：10月17日(土) 10:30~12:00
場所：川西文化会館1F 創作室

ご参加にさいしましては、検温・マスク着用・手指の消毒等
コロナ感染予防対策にご協力をお願いいたします。

11月の例会は、11月21日(土)の予定です。



令和2年度の会員登録について

川西町内在勤・在住の方 1000円
(年会費500円+特別講師を呼ぶための積立金500円)
川西町外の方 1500円
(年会費1000円+特別講師を呼ぶための積立金500円)
上記金額を、例会の際に ご納入下さい。

例会に来られない方は、下記までお振り込みをお願い致します。
(郵便振り込みの際は、手数料をご負担下さい。)

郵便振込先

記号 14550 番号 25486991

名義人 川西町 LD 研究会

他金融機関からの振り込みの場合

店名 四五八(読み ヨンゴバチ) 店番 458

預金種目 普通預金 口座番号 2548699

会員特典：当会の主催する講演会は、基本的に会員と家族は無料

毎月の会報(例会案内)

※会員の募集は、随時行っております。

2020年度 学校説明会 ZOOMオンラインによる説明会

日時：11月15日(日)13時30分~16時30分
参加予定校：各校約30分の予定

奈良県立高等学校 (現 五條高校 賀名生分校)
奈良県立西吉野農業高等学校
奈良県立中央実業高等学校
美奈良芸芸園高等専修学校

参加費：500円(資料送付料) 定員：50名

お申し込み：「こくちーすプロ」より お申し込みください

締め切り：11月7日

※11月9日に各学校の資料とZoomミーティングIDとパスワード
お知らせいたします。

お問い合わせ：川西町LD研究会 kwanisi-ld@iris.eonet.ne.jp

主催：川西町LD研究会 事務局 松村
後援(予定)：川西町教育委員会

協力：奈良 学習・発達支援センター(有)結崎アカデミー
放課後等デイサービス スネッヅ

情報コーナー

★頼しい法人紹介いたします

三NP0法人コドモオファイス

コドモオファイスは発達障害支援を目的とした特定分野から、発達障害児
とご家族のハッピーライフをお手伝いします。
事業内容：発達支援・教育支援・コドモプログラム

＜一部紹介＞

コドモプログラム：学習支援プログラム、余暇支援プログラム、マ
グロなど、発達障害のある子どもとその保護者を対象とした集団プロ
グラムを実施します。

■お問い合わせ

〒630-0256 奈良県生駒市本町5-18 本町第1ビル3階
TEL 0743-86-4695 FAX 0743-86-4696
<https://kodomo-office.com/hattatsu/>



公共トイレに関して

日本自閉症協会の今井副会長からメールがありました。ご意見あれば河村のメール kawafune@ares.eonet.ne.jp か下記の今井さんあてに直接メールお願いします。…みなさん 公共トイレについて国土交通省がグループ Web インタビューを行うので、その対応の依頼が JDDnet を通じてありました。公共トイレについて要望や困った事があったらご意見をください。公共トイレとは、公衆トイレだけでなく、レストラン、ホテル、デパート、駅などの不特定の人が使うトイレです。多目的トイレや、障がい者用トイレなどを含みます。

今井 忠 Khb10322@nifty.com

* 令和2年

川西町 LD 研究会 ～10月のお知らせ

2020年度 学校説明会

ZOOM オンラインによる説明会

日時：11月15日(日)13時
30分～16時30分

参加予定校：各校約30分の予定

奈良県立高等養護学校

五條市立西吉野農業高校(現 五條
高校 賀名生分校) 奈良県立大
和中央高等学校

奈良県立御所実業高等学校

美芸学園高等専修学校

参加費：500円(資料送付料)

定員：50名 お申し込み：「こく
ちーずプロ」より お申し込みくだ
さい

締め切り：11月7日*11月9日
に各学校の資料と Zoom ミーティン
グ ID とパスコード お知らせいたし
ます。

お問い合わせ：川西町 LD 研究会
kawanisi-ld@iris.eonet.ne.jp

主催：川西町 LD 研究会

後援(予定)：川西町教育委員会
奈良県発達障害者支援センターでい
あー

協力：奈良 学習・発達支援センター
(有) 結崎アカデミー

放課後等デイサービスステップゆず
川西町 LD 研究会 事務局 松村

TEL：0745-43-0257

FAX：0745-43-0119

e-mail：kwns@iris.eonet.ne.jp

http://www.eonet.ne.jp/~nara-
kawanisi/

情報コーナー

★頼もしい法人紹介いたします^^

= NPO 法人コドモオフィス =

コドモオフィスは発達障害支援を目
的とした特定非営利活動法人です。
医療心理教育の専門家がそれぞれの
得意分野から、発達障害児とご家
族のハッピーライフをお手伝いしま
す。

事業内容：発達支援・教育支援・コ
ドモプログラム

<一部紹介>

コドモプログラム：学習支援プログ
ラム、余暇支援プログラム、ママ部

会など、発達障害のある子どもとそ
の保護者を対象とした集団プロ グ
ラムを実施します。

↓お問い合わせ

〒630-0256 奈良県生駒市本町5-18
本町第1ビル3階

TEL 0743-86-4695

FAX 0743-86-4696

https://kodomo-office.com/
hattatsu/



発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定 価：100円